

経済危機・政変後の激動のインドネシア森林セクター（2）

—政策検討の側面から—

佐 藤 雄 一

1. はじめに

前回は、経済危機と政変前後から急増し、顕在化してきた違法伐採などの深刻な熱帯林問題や、インドネシア支援国会合（CGI）の議論の概要をまとめた。熱帯林の危機に対する国際的な議論を受けて、政府内外の検討が試行錯誤をしながら進みつつある。昨年（1997年）の先進国首脳会議（G8）でも違法伐採問題が取り上げられた。しかし、めまぐるしい政治の変化や混迷、関わり合う因子の複雑さから、問題解決への道のりは厳しい。この激動の3年間を、付表1（本誌“海外情報”，55～61頁，以下同じ）のとおりまとめてみた。本稿ではこのうち政策検討に焦点を当てて評価を試みたい。

2. IMF・世銀による構造改革

1997年、深刻なアジア経済危機がインドネシアを直撃し、極端に悪化した経済や財政を根本的に改革するため、IMFの主導による経済財政構造改革が始まった。

1998年1月にインドネシア政府と合意された最初のIMF政策覚書は、旧スハルト政権崩壊の引き金ともなったほど、旧政権時代に膨らんだ不適切な制度の根本的な解決を意図したもので、経済・財政全般を立て直すためには、森林セクターの根本的改革が不可欠との認識から、森林セクターでも多くの項目が取り上げられた。そして、これはその後の世銀の巨額な構造調整ローンの実施の前提条件にも組み込まれていった。

改革は、1998年以降極めて早いスピードで進められたが、これは、IMF・世

Yuichi Sato : Tremendous Changes in Indonesia Forestry Sector after Economic Crisis and Political Movement in 1997-98 (2) —Policy Development—
インドネシア林業省 JICA 森林計画個別派遣専門家

銀の厳格なスケジュール管理のもとに行われたためである（付表2）。

3. 法令の制定や組織再編

1998 年中期には、構造改革のための省令等の制定が進められた。省内に設置された林業構造改革委員会（多くは省外委員から編成）はその中心となり、現行の政策・法令・組織のうち改革が必要なものの洗い出しと提案を精力的に行った。例えば 1998 年中期から翌年当初の半年強の間に制定された注目すべき関係法令や内部組織の改組は付表 3 のとおりであるが、その他検討されながら日の目をみなかったものも多い。

このように、輸出税の漸減によって実質的に禁止状態にあった丸太輸出を解禁し、森林事業権（コンセッション）の制度の透明・公平化を目指し、コミュニティ林や社会林業、住民の慣習の利用の強化を図り、さらに組織改組や森林法改正等を通じて政策企画や森林保全の機能が強化された。また、地方分権に関する法令は、地方に賦存する森林の経営管理手法に大きな変更を与えつつある。

また、この 3 年間、林業省は林業農園省、さらに農林省へと再編後、再び林業省に戻り、その間に大臣は 6 度も入れ替わり、その度に施策方針が変更された。旧スハルト体制払拭という旗のもと、大幅な人事異動が度々断行され、本省の上級役職員のほぼすべても入れ替わった。

しかし、実状は必ずしも文面どおりに進んでいない。法令を制定し方針を示したものの、その実行を担保する具体的な実施手続きの決定が先送りされるケース、地方で実際には守られない（無視される）ケース、意図する内容とは別の予期しなかったマイナスの影響が出るケースなどが発生し、不安定な政治・社会情勢や、統治力の弱体化など、政府の対応能力への疑問がたびたび呈せられてきた。

4. 東京 CGI に向けた森林政策ワークショップの検討

激増する違法伐採等、森林セクターの抱える深刻な課題に対処するため、インドネシア政府は、第 9 回 CGI（昨年 2 月）において、緊急に取るべき対策を宣言したことは、前回（本誌 49 号）紹介した。

指摘された課題は、森林政策・技術面だけで解決するにはあまりに複雑で、様々な分野の政策との協調を得なければ対策が打ち出せないため、付表 4 に示すような「森林に関する関係省庁調整会議（ICDF）」や、これを支援する専門家

グループによる「CGI 森林ドナー・フォーラム」が編成された。また、これらの政策課題を、中央政府だけでなく地方政府、NGO、民間セクター、地域住民代表、大学等の関係者と民主的に検討し、結果を第 10 回 CGI (2000 年 10 月、東京) への対応や政策立案につなげるため、一連の政策ワークショップを集中的に開催した (付表 5)。いかに広範な課題か、お分かりいただけると思う。

ワークショップでは、他ドナー機関と共に JICA が総合化を支援し、数多くの問題提起や解決のためのオプションの提言が行われたが¹⁾、紙面の都合上、いくつかのトピックを選んで簡潔にご紹介する。

5. 天然林転換の一時凍結

農地・農園開発など、森林の森林以外への用途への転換を、環境に配慮し持続可能なレベルまで減少させるよう森林転換施策を見直し、これが可能になるまでの当面の間は、天然林の転換自体を一時凍結する、というのが CGI で合意された課題の一つである。これは経済・農業政策にも大きな影響を与える。

森林の他用途への転換の対象面積は、1991 年の 30 百万 ha (森林面積 144 百万 ha) から、1999 年には 8 百万 ha (森林面積: 120 百万 ha) になった (国家森林利用区分による) が、このことと CGI の「天然林の転換」とは必ずしも一致しない。

「天然林」には、原生状態の森林や、択伐方式の生産林地域、違法伐採・森林火災等の被害を激しく受けた二次林等が混在する。また、「転換」には、農地・農園等への転換と共に、それ自体は森林である人工林への転換も含むべきとする主張も一部にある。様々な解釈が可能な「天然林」の「転換」をどのように一時凍結するか、という点の合意形成が障害となった。

議論の障害となったもう一つの点は、中央政府と地方との間で大きな争点となっている「地方分権化」との問題である。地方の観点からは、「一時凍結」は、地方が今後持つべき行政権限や企業活動、地方政府や住民の収入機会等を一方的に制限することを意味し、地方の機会利益を直接的に阻害する。中央政府やドナー国が地方の意向を無視し、決定しても地方は受け入れないし、仮に受け入れても、阻害される機会利益に対する地方への補填策が含まれねばならない、というものである。さらに、実施前の具体的な手順や実施中のモニタリング、実施後の監視、関連産業や地域社会の再構築などの決定過程が、地方政府や住民、NGO に透明であるべき、と強く要求された。

IDCF の下に技術検討チームを設け、今後さらに「一時凍結」に関する細部を

詰める，というのが合意点となったが，以下のその他の課題についても同様の結果となった。ワークショップ終了後は，設置すべき同チームの人員構成も論争の的になっている。

6. 違法伐採

インドネシアでは，この10年程度，年間約1.6百万haの森林減少や劣化が進んでいるといわれる。CGIで議論された最大の森林問題は「違法伐採の急増」であり，各地で具体的な報告事例が激増している。これは木材の公式な供給量と需要量の間に大きな乖離（つまり記録されない供給＝違法伐採等）が発生していることから裏付けられているのは前回示したとおりである。

ワークショップでは，マレーシア，中国，カンボジア，ベトナム，フィリピン，インドネシアから違法伐採の報告が行われた。各国とも公的・正確な統計値を示せる状況にはないものの，違法伐採が問題化しており，特にインドネシアが最も激しく，次いでカンボジアが続いた。

インドネシアの最近数年間の違法伐採等（過剰伐採を含む）は年間17～30百万 m^3 程度，特に1998の違法伐採は一部では57百万 m^3 程度と推計され，この数年特に激増していると考えられている。これは17～25百万 m^3 と見積もられる公式な伐採許容量と同等以上に相当する（図1）。

他国との関連で見ると，インドネシアからマレーシア（サバ，サラワク州）



図1 特に大きく取り上げられた違法伐採

に国境を越えて行われる違法輸出がまず指摘される。マレーシアとの国境沿い等で組織的な違法伐採・輸出が激化し、サラワク州（マレーシア）の木材工場に搬入される材の50～80%がカリマンタン（インドネシア）から違法に輸出されたものと推定する報告もある。台湾、中国等への違法輸出も指摘されるが、ロンダリングされるため確たる証拠はない。

違法伐採等は、地方政府関係者や海外業者も関与する組織的・大規模な違法伐採と、地域住民が日常的に関与する小規模かつ数多くの違法伐採に類型化が可能である。森林資源量に比較した木材産業の過剰化が違法伐採の有力な誘因の一つと指摘され、また紙パルプ産業の産業造林地からの木材供給率の低さが問題視された。地域住民による違法伐採は、名文法と地域に存在する慣習法の間の森林所有・利用権の重複性・不明瞭性等、現在の制度や慣習上では取締りに限界がある。

違法伐採の予防・発見・抑制について、数多くの対策が検討されたが、付表6のように類型化を試みてみた。

違法輸出の激増をくい止めるため、林業省は、軍情報出身の大臣官房長を長とする特別チームを編成し、現地での取締りオペレーションを頻繁に行ったが、さらに緊急避難的な措置として「丸太輸出の暫定的な再禁止」の導入が提案された。導入の可否については賛否が二分しコンセンサスが形成されるに至っていない（付表7）が、「再禁止」に替わる「高関税化」の導入の是非も議論された。

7. 木材関連企業の課題

木材関連産業の課題は、①多額の返済不履行な負債を抱え、銀行再建庁（IBRA）の管理下にある企業の閉鎖問題、②持続可能な木材供給量（森林資源量）と木材産業の需要量とを一致させるための産業の縮小・再構築問題、③関連企業の森林再生・植林への関与、に大きく分けられる。

これらの課題の解消は、巨額な財政支援をドナー国が行うための前提であり、天然林用途転換や違法伐採、地方分権などの課題とも関連する重要な問題であるが、別途概要を報告したので²⁾、ここでは紙面の都合上省略する。

8. 地方分権化と国家森林プログラム

地方分権化も、森林の経営管理の権限や予算、組織を地方政府（特に州のさらに下の州政府）に大幅に移管する方針を与えた点で重要である。これまでの

極端な中央集権への反動と、東チモールの独立、アチェ州やイリアンジャヤ州の独立運動の抑止など政治的な意図と深く関係して、地方分権化は急激に展開した。

1999年5月に改正された新地方自治法と中央地方財政均衡法は、中央省庁の役割を企画・計画部門に縮小し、実施は県に移譲、調整は州に委任、必要な実施手続き等を2001年1月までに検討する、というスケジュールで進んだ。

地方分権化に乗じたともいえる地方での違法伐採の活発化や、中央機関の弱体化が数多く見られたため、林業省は、現状の地方政府の下で森林管理が適切に行われうるのか疑問視する一方、地方側はこれを中央の既存権限の温存、地方分権化への逆行として、激しい論争のもととなった（付表8）。

地方分権化は現実にはトライ・アンド・エラーで取り組まざるをえない、との地方自治省の見解に対し、林業省側は、修復が困難な森林にとって「エラー」は致命的と反論する。分権化が招く森林減少・劣化が危惧される中、関連法令等の早急な整備、地方政府の体制と専門・調整能力の強化、人材の再配置と処遇改善、地域社会の慣習権への配慮、予算の適正配分など、課題は多い。

国家森林プログラムの策定は、IPF/IFF等を通じた国際的な流れである。インドネシアではこれまで熱帯林行動計画（IFAP）や森林セクター25ヶ年計画、同5ヶ年計画を策定し、1993年からはドナー協力の連携や公的諮問プロセスを重視したCGIFが活動してきた。しかし、法令効力の弱さ、政策の一貫性の不足、地方で頻発する軋轢など、数多くの現実問題がプログラム策定自体や実効性の確保を困難にしている。

地方分権化によって、トップ・ダウンによる計画策定は限界を迎えた。多くの関係者の合意による地域からのボトム・アップな策定が求められるが、言うはやさしく行うは難しい。地方独自色を含む州・県レベルでの問題解決志向の地域森林プログラムの合意、地方で現実に発生する緊急問題を高いレベルで処理する危機管理センターの設置等と並行した新たな策定と実施が必要となっている。

9. 不透明な現状をどう打開するか

ワークショップの結果は、関係省庁（IDCF）による集約と、東京CGIでの政府対応に引き継がれた。東京CGIでは、政府によるアクション・プランの策定とモニタリング・評価が合意された。また、極めて高いレベルの政治的イニシアチブが必要であるとし、CGI森林ドナー・フォーラムによるワヒド大統領と

の直接対話ももたれた。

海外における違法伐採問題が、昨年、沖縄で開催された先進国首脳会議（G8）でも取り上げられたことは記憶に新しい。しかしながら、インドネシアの場合は、大統領引き降ろし等に見られる政治の混迷や、政治混迷と IMF 合意の不履行に起因する経済危機の長期化、地方分権化の不透明化と地方における



写真 1 ワヒド大統領と筆者（左）

問題の激化等に追われ、熱帯林問題が依然として深刻さを深めているにもかかわらず、対策実施の進捗はおもわしいものとはいえない。

我が国（外務省、JICA、林野庁等）は、ITTO を通じ違法伐採に対処する新たなプロジェクトの形成や政策支援チームの派遣、地方分権と森林経営に関する共同調査等を、林業省や NGO（WWF）等と共同で開始した。これらの着実な実施や CGI を通じた他ドナーとの連携協力、政策対話等に引き続きイニシアチブを発揮していくことが重要と考える。

CGI や森林政策ワークショップ等に当たっては、若林英樹；在インドネシア日本大使館書記官、庵原宏義；JICA インドネシア事務所長、Boen Mochtar；林業省政策企画センター所長、Silver Hutabarat；同センター調査課長、Tomas Walton；世銀インドネシア事務所環境・社会開発担当、John Keating；EU/FLB 代表、Reed Merrill USAID/NRM 代表等に特にご指導、ご支援を得た。ここに謝意を表したい。

〔引用文献〕： 1) 佐藤雄一（2000）インドネシア森林セクターの課題とその検討状況 2: 森林政策ワークショップ・シリーズ報告, JICA 報告書, Oct. 2000. 2) 同上（2000）インドネシアの木材産業の問題と政策の動向, 木材情報, Dec. 2000.

■海外情報

資料：最近のインドネシア林業政策

林業政策や盗伐対策などについてのインドネシア政府及び援助国会議の最近の主な動きを付表 1～8 にまとめた。詳細は 49～55 頁参照。（佐藤雄一）

付表 1 森林セクターの主な動き

年月	森林セクターの動き	政治経済動向
1997 後半	森林火災問題が深刻化 再度国際問題へ	アジア経済危機がインドネシアを直撃 以降、経済危機は長期化へ
1998 年		
1 月	IMF 政策覚書で森林セクター改革が明記	IMF、スハルト大統領に経済財政改革の実施要求 (IMF 政策覚書)
2 月	合板の販路カルテルの規制解除	
3 月	林業省が林業農園省に再編 農業省農園総局が編入	中央省庁再編
4 月	丸太・製材品などの輸出税の漸減に関する大蔵省令等により、丸太輸出が実質解禁	世銀構造調整ローン
5 月	ナスティオン林業農園大臣が就任	学生デモ激化 各地で暴動発生 邦人等緊急脱出
6 月	林業構造改革委員会が編成、省内外の改革論議が活発化	スハルト大統領退陣 ハビビ
7 月	「イ」林業政策改革に関し世銀等の非公式会議活発化	暫定政権樹立
10 月	我が国、緊急支援セクターローン (社会林業開発等)	「イ」通貨暴落、脱出邦人の帰還
11 月	森林事業権 (コンセッション) の透明・公平化に関し省令制定 林業農園省、組織改組 (総局レベル) と人事異動 東南アジア森林火災国際フォーラム (JICA 等)	
12 月		
1999 年		
1 月	大臣等、全国で違法伐採が急増と懸念表明	
4 月	林業農園省の第二次組織改組 (局レベル) と人事異動	
6 月		世銀構造調整ローン、総選挙運動の活発化 総選挙実施・メガワティ派勝利 新地方自治法・中央地方財政均衡法が制定
7 月	森林セクターの深刻な問題が CGI で初めて提起	第 8 回 CGI (パリ)
8 月	タンジュンブティン国立公園等違法伐採、大々的にキャンペーン	東チムールの独立可否に関する住民投票実施
9 月	植林無償対象地クタイ国立公園で違法伐採等が深刻化 新森林法が制定	大統領選挙運動の活発化 東チムールがインドネシアから独立 大統領選挙 ワヒド大統領政権樹立
10 月	スル・イスMAIL新林業農園大臣が就任	
11 月	大臣、スハルト一族の森林汚職批判を開始	
12 月	大臣、官房長を更迭し外部から新官房長を登用	
2000 年	大臣 総局長等の大幅な人事異動を断行	
1 月	IMF 政策覚書で森林セクター改革が再明記 ポスト CGI 森林セミナー (ジャカルタ) で森林問題議論	IMF 政策覚書 第 9 回 CGI (ジャカルタ)
2 月	第 9 回 CGI で「イ」政府は森林セクター改革をコミット 植林無償対象地のうちクタイ国立公園内の実施の見送りを合意	
3 月	林業農園大臣等訪日・訪米 CGI 森林ドナー・フォーラム編成	IMF、改革遅延を理由に融資延期を検討 (以降度々同様の問題)
5 月	マレーシア国境沿いの違法伐採が大々的に指摘	
7 月	森林に関する関係省庁調整会議 (IDCF)、第 1 回会合	先進国首脳会議 (G8) で違法伐採が論議 中央省庁再々編
8 月	森林政策ワークショップを開催、以降 10 月まで計 5 回開催 林業農園省が農業省と合併し農林省に再編 ブンガラン・サラギ農林大臣が就任	
10 月	第 10 回 CGI(東京)でアクションプラン策定等をコミット	第 10 回 CGI (東京)
11 月	農林省が再び林業省と農業省に分離 スル・マフムディ林業大臣が再び就任	
12 月	林業省、アクションプランを作成	
2001 年		
1 月		法令上は地方分権化が本格施行
3 月	スル・マフムディ林業大臣が大統領により更迭 マルズキ・イスMAIL林業大臣が就任	

付表 2 IMF・世銀による構造改革のポイント

-
- ・ 森林関連税収の増、国際価格等と連動した林産物ロイヤリティのシステムの導入
 - ・ 造林基金の公的予算への移替と造林目的に限定した使用、監査の実施
 - ・ 丸太・製材品等への輸出税の撤廃と資源利用税への転換（丸太輸出の実質解禁）、具体的手順として輸出税の漸減（12月末までに30%、2000年末までに10%等）
 - ・ 合板輸出（アプキンド）に見られるような制限的・不合理な市場調整の解消
 - ・ 林業開発権（コンセッション）に関する規制の緩和（許可期間の長期化、譲渡の円滑化、競争入札制度の導入など）
 - ・ 森林の他用途への転換目標を、環境的に持続可能なレベルまで減少
 - ・ 森林現況を示す情報を整備、同情報が整備されるまで森林の新たな転換を一時凍結
 - ・ 国営林業公社等国営企業の民営化の検討
 - ・ 法案作成等の政策審議を広く一般に公開し、公けに議論・評価・決定
-

IMF 政策覚書及び世銀資料より（GoI-IMF (1998 and 2000) Memorandum of Economic and Financial Policies. Jan. 1998 and Jan. 2000. World Bank (2000) The Challenges of World Bank Involvement in Forests : An Evaluation of Indonesia's Forests and World Bank Assistance. Preliminary Report, Jan. 2000.）

付表 3 主な法令制定・組織改組（1998 年中期～99 年初期）

-
- ・ 丸太・製材品等の資源利用税導入に関する大統領令
 - ・ 丸太・製材品等の輸出税の漸減に関する大蔵省令
 - ・ インドネシア択伐造林方式に関する省令
 - ・ コミュニティ林に関する省令
 - ・ 森林開発権の面積制限等に関する省令
 - ・ 森林開発権の公開入札制度導入に関する省令
 - ・ 生産林の利用と林産物採取に関する省令
 - ・ 野生動植物の保護と利用に関する 3 省令
 - ・ 新森林法の制定
-

- ・ 森林農園資源調査総局→森林農園企画庁を新設

(総局毎に行われていた政策企画を資源管理と共に一本化)

- ・ 企業総局→生産林経営総局へ改組
(生産林の経営管理を持続可能な森林経営へと強化)
 - ・ 造林総局→造林社会林業総局へ改組
(社会林業の積極的導入により参加型森林造成を強化)
 - ・ 森林火災対策局, バイオテクノロジー林木育種センター, 及び
生物多様性保全局の新設 (我が国の協力 (JICA) を受けた強化)
-

付表 4 森林に関する関係省庁調整会議 (IDCF, 2000 年 6 月編成)

議長: 経済財政産業担当調整大臣 事務局: 林業農園大臣 (現・林業大臣)
関係省: 内務省, 防衛省, 農業省, 大蔵省, 居住地域開発省, 産業貿易省, 法務省,
鉱業エネルギー省, 地方自治省, 環境省, 人権問題省, 観光芸術省, 研究技術省

付表 5 森林政策ワークショップ (2000年8~10月, ドナー名は開催支援機関)

- 第 1 回 天然林転換の一時凍結,
多額な負債を抱える木材関連企業の閉鎖 (8 月 8~9 日, USAID)
- 第 2 回 違法伐採問題・東南アジア地域 (8 月 28~29 日, 世銀-WWF)
- 第 3 回 " ・インドネシア国内 (8 月 30~31 日, ")
- 第 4 回 木材産業の縮小・再構築,
森林関連企業の森林再生・植林プログラムへの関与,
森林の価値の再評価 (9 月 6~7 日, DFID)
- 第 5 回 森林セクターの地方分権化,
国家森林プログラム (9 月 19~20 日, GTZ)
(アドホック) インドネシア丸太輸出の再禁止提案 (9 月 27 日, 世銀)
- 第 6 回 行動計画と政策・総合化 (10 月 3~4 日, JICA-EU)
-

付表 6 違法伐採対策に関する様々なオプション

-
- (1) 政府の役割
①政治的な強い意志 ②法令強化とその実行性の確保 ③国家的な違法伐採防止キャンペーン ④担当機関・職員のモラル向上（職員の処遇向上）⑤司法担当者の信頼性の確保 ⑥訴訟・判決を速やかにする特別な司法機関（裁判所）の設置
- (2) 取締機関
①担当機関（中央・州・県毎）の明確化，権限の明確化，予算・人員等の確保 ②担当機関と司法・企業・マスコミ・NGO 等との強力な連携 ③業務の透明性の確保 ④独立した第三者機関の設置と権限の付与，現地派遣 ⑤違法伐採問題に取り組む NGO への強力な支援 ⑥NGO との共同取締りの義務化 ⑦大規模・組織的な違法伐採実行者（議員・企業トップ等）への国会・マスコミ等を通じたショック療法的な制裁措置
- (3) 地域社会
①違法行為に対する日常的な普及啓蒙 ②違法行為に替わる地域社会の収入源の開発 ③住民参加型森林経営の優良例の分析と全国適応 ④地方分権化プロセスにおける違法伐採予防の検討
- (4) 違法発見・判定
①伐採許可書・輸出許可書等の信頼性・証明性の確保 ①違法材を現地で判定する簡易マニュアル開発と担当職員訓練 ③林地の所有権・利用権が現地でわかりやすく判定できる表示 ④衛星・航空情報による発見手法の開発 ⑤木材追跡システム（Log tracking system）の開発 ⑥上記手法による違法材判定と消費者サイドからの不買化 ⑦森林認証制度の促進
- (5) 通 報
①敏速な伝達手法の開発 ②違法伐採を発見・通報した者への報償 ③現地の取締担当官・通報者への安全確保
- (6) 国境を越える違法輸出
①民間企業のモラル規範開発 ②違法輸出に関与した国外業者の搜索と外交的制裁措置 ③関係国政府間（マレーシア・シンガポール・香港等）の共同対策 ④緊急避難措置として丸太輸出の暫定的な再禁止 ⑤ラミン等を CITES の希少樹種に認定化 ⑥違法輸出の激しい国境地域の警察配備の強化，中央政府の直轄管理
- (7) その他
①違法伐採が最も激しい地域（タンジュン・プティン国立公園等）をモデルケースとした
総合対策 ②違法伐採を招く制度・経済社会的要因の包括的調査研究
-

（森林政策ワークショップから編集，2000 年 8 月）

付表 7 丸太輸出の暫定的な再禁止に係る支持・反対意見の概要

支持グループ

- ・現在の最大の問題は「違法伐採・輸出」で、国内外の違法組織が関与し、政府ではコントロールできない程に拡大。政府に明解な取締り手段を与え、断固たる措置をとるとの国際社会へのメッセージとするため、緊急避難措置として導入すべき。
- ・違法伐採・輸出の激増は、森林資源を枯渇させる面から木材産業にとって大きな脅威であると共に、経済危機下の厳しい経営の下、合法的な木材取引を行う「良い企業」が違法行為を行う「悪い企業」に木材価格面で駆逐されるプロセスとして大きな脅威。産業界に生き残りのためのモラル・ハザードを誘発させないため、緊急・強力な対策を打ち出す必要。

反対グループ

- ・「再禁止」は、違法伐採・輸出をむしろ増大化させる危険。再禁止により木材価格が国際市場に連動せず不当に安価になり、価格ギャップを拡大し、違法材のメリットがより大。木材の価値の低下により、同じ価値を生み出すためにより多くの森林が非効率に伐採。
- ・「再禁止」しても、違法材は「丸太輸出」の形を変えて別の形態（製材等）で流通し期待する効果を生まない。「再禁止」そのものも、現状の取り締まり体制では空手形になる可能性。

(森林政策ワークショップから編集, 2000 年 10 月)

付表 8 インドネシアの地方分権化の主な問題

- ・急速すぎる移行と、具体的な関連法令や制度の未整備
中央省庁間の解釈・方針の不統一により施策検討が断片化。地方では都合のよい解釈がされがちで、森林伐採権の前倒し発行等、地方収益優先の不適切な森林開発が発生。さらにこれに地域住民の視点が見失われているため、住民による対抗的な違法伐採等を誘発。
- ・地方政府の計画・実施部門の人的資源が不足
これまでの極端な中央集権下で、地方政府、特に県政府では森林計画、事業監督等を適切に行う人的資源が量・質ともに決定的に不足。一方中央政府では国家公務員を地方に放出することに大きな困難。
- ・中央・地方政府、及び地域社会相互間の信頼関係の欠如
中央政府は、地方政府による不適切な森林開発の恐れを憂慮。地方政府は、

これが地方分権化に干渉・有名無実化するものとして反発。地域社会は、これが地方政府に益するだけで、地域社会に利益をもたらさないとして反発。

(森林政策ワークショップから編集, 2000年9月)

図書紹介

◎アジア・アメリカ生態資源紀行 山田 勇著, 329頁, 岩波書店, 東京, 2000年12月刊行, 定価2,200円

本書は、歩くことは考えることであるという態度を実行してきた著者が、熱帯林における生態研究の現場の中で、そこに住む人との係わりあいぐあいに強く惹かれ、森林生態系の構成物及び景観など総体で再生可能な資源を、著者は生態資源と呼び、その観点から様々な地域における旅の記録をまとめられたものである。

本書は3部から成り立っている。第1部は東南アジアの生態資源では、地域の各種熱帯林の生態基盤を論じ、この地域での人々と生態資源のかかわり、さらに大型、中型、小型、景観などの代表的な生態資源の管理への人たちの対応を述べている。第2部では南北アメリカと中国における生態資源では、スミソニアン自然博物館の仕組みや中米の息の長いデータの収集に努力している現状を紹介し、次いでベネズエラ・アマゾン、エクアドルのエコツーリズムを例に、研究と教育に支えられたアマゾンとアンデスの景観資源の問題を論じている。さらに、洞窟に住む人々や文化生態村を例として中国雲南の森と人を紹介している。第3部の日本からの発信では、現地保全、現地外保全など遺伝資源保全の道を紹介し、最後に生態資源への対応と行方を論じている。

これらは、いずれも生態資源と人間とのかかわりあいを解明し、その問題点を探り出そうとする著者によって、現場の生活が生き生きと描き出されており、単なる紀行文ではなく、読む人に大きな感動と現場での視点を与えてくれる。熱帯地域で生態資源にかかわる技術協力や研究に携わる方、地域での人たちの生活向上に努力している方など多くの人たちに、現場を踏むときの自覚と視点を教えてくれるだけに、是非読んでいただきたい好書である。

(加藤亮助)